

出雲市津波避難計画

平成25年5月作成

出雲市

－ 目 次 －

第1章 総 則

- 1 目 的
- 2 計画の修正
- 3 用語の意味

第2章 避難計画

- 1 地震の想定
- 2 津波到達予想時間と避難可能距離の想定
- 3 避難路・避難経路の選定
- 4 避難方法
- 5 津波避難所・避難場所

第3章 初動体制

- 1 職員の連絡・参集体制
- 2 津波情報の収集・伝達

第4章 避難勧告・指示の発令

- 1 発令基準
- 2 発令時期及び発令手順
- 3 伝達方法（伝達系統）

第5章 災害時要援護者の避難対策

- 1 情報伝達・共有
- 2 避難行動の援助

第6章 津波防災啓発

第7章 避難訓練

第1章 総 則

1 目 的

この計画は、津波が発生した場合にその発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から十数時間の間、住民等の生命と身体の安全を確保するための避難計画である。

津波災害の危機が切迫した地域におけるすべての居住者、滞在者、通過者等（以下、「避難者」という。）が本計画の対象となる。

2 計画の修正

この計画は、適宜検討を加え、必要と認めるときには、これを修正する。

3 用語の意味

この計画において使用する用語の意味は次のとおりである。

(1) 津波浸水想定区域

平成23年に島根県が公表した想定結果に基づき、4つの想定地震により発生する津波のうち、津波による水位の上昇が最大となる値を抽出・集約した、浸水する陸域の範囲をいう。（平成24年度作成：出雲市津波ハザードマップ参照）

(2) 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域に基づき市が範囲を定める。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水想定区域よりも広い範囲。

(3) 避難困難町内会

津波が発生した場合に避難が必要な地域で且つ、地震発生から津波によって**20cm以上の浸水が最初に発生するまでの時間内に、直線距離で500m以上の避難**ができない町内会。

(4) 避難路

避難をする場合の経路でそれぞれ定める主要な道路。

(5) 避難経路

避難する場合の経路。

(6) 津波避難所・避難場所

津波の危険から避難するために、浸水想定区域外に市または住民が選定する建物・場所。

(7) 地域津波避難計画

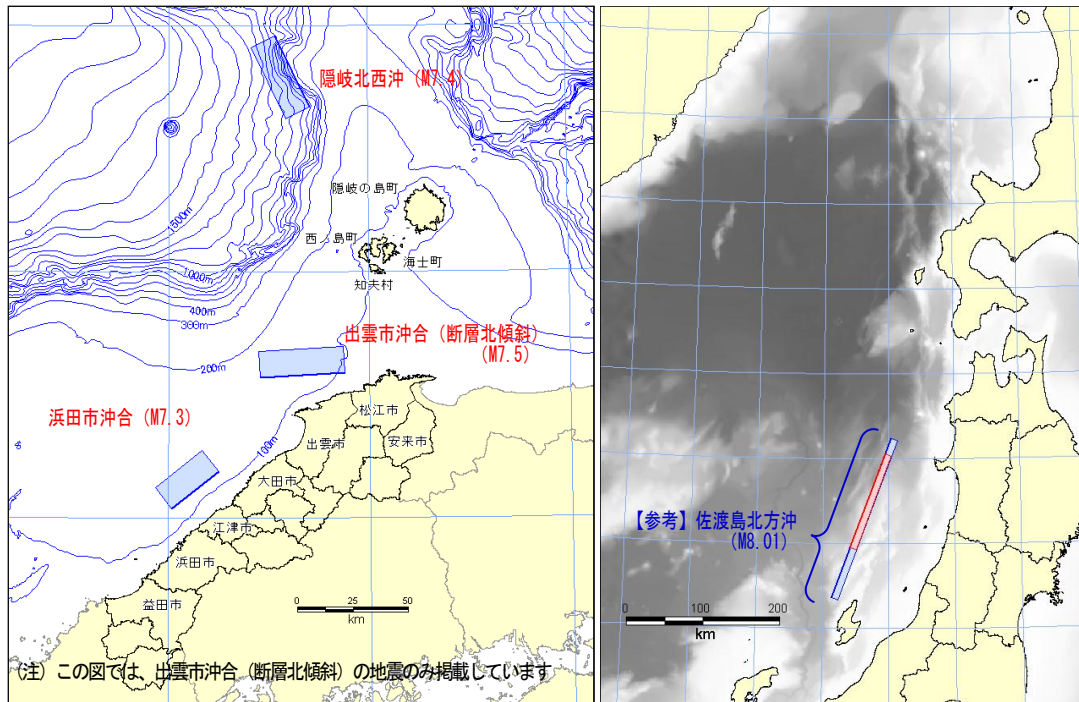
コミュニティセンター又はそれよりもエリアの狭い町内会単位で作成するより避難に関して具体的な事項を記載した津波に対する避難計画書。

第2章 避難計画

1 地震の想定

避難対象地域は、島根県が平成23年度に行った6つの想定地震のうち、出雲市に影響を及ぼす恐れのある4つの想定地震により発生する津波のうち、水位上昇が最大となる値を抽出・集約して津波の高さ、到達時間、津波浸水想定区域を算出した。

図1 津波シミュレーションを行った想定地震位置図



想定断層	M	緯度	経度	深さ (km)	走向 (度)	傾斜 (度)	すべり角 (度)	長さ (km)	幅 (km)	すべり量 (m)
		(度)	(度)							
出雲市沖合 (断層北傾斜)	7.5	35.5879	132.8784	3.0	267	45	90	38.4	17.0	3.2 ^{※1}
出雲市沖合 (断層南傾斜)	7.5	35.5690	132.4544	3.0	87	45	90	38.4	17.0	3.2 ^{※1}
浜田市沖合	7.3	35.1888	132.2491	3.0	232	45	90	27.0	17.0	2.4 ^{※1}
隠岐北西沖	7.4	36.4606	132.5336	3.0	154	45	90	36.0	17.0	2.8 ^{※1}
佐渡島北方沖 ^{※2}	7.85	38.9498	138.4131	0.0	20	60	90	131.1	17.3	9.4
【参考】 佐渡島北方沖 (M8.01)	8.01	38.3584	138.1383	0.0	20	60	90	222.7	17.3	9.5

※1: すべり量は、Mから松田式により算出 (log D=0.6M-4.0)

※2: 中国電力想定モデルに基づき設定

ただし、安全性の確保及び円滑な避難等を考慮して、津波シミュレーション結果では浸水しないが、予測の不確実性を考慮した場合には浸水の恐れがある区域（バッファゾーン）を加え、津波浸水想定区域よりも広い範囲を抽出する。

また、避難対象地域の抽出にあたっては、避難勧告・指示を発令する場合に、対象の地域名が住民等に正確かつ迅速に伝わること、避難の際に、地域内での助け合い等も重要であることから、大字を基本単位とする。

2 津波到達予想時間と避難可能距離の想定

津波到達予想時間は、県により実施された津波シミュレーション結果に基づき設定する。

※第1波到達時間とは、地震発生から津波によって20cm以上の浸水が最初に発生するまでの時間を示す。

地区・大字名		第1波到達時間と 避難可能距離 (m)			
		佐渡島北方沖 (M8.01)	出雲市沖合 (断層北傾斜)	浜田市沖合	隠岐北西沖
伊野地区	地合	3時間13分 500m	—	—	—
佐香地区	三津 小伊津 坂浦	1時間59分 500m	3分 60m	—	43分 500m
北浜地区	小津 十六島 釜浦 塩津 美保	1時間57分 500m	4分 120m	32分 500m	40分 500m
西田地区	奥宇賀	2時間01分 500m	10分 480m	32分 500m	45分 500m
鰐淵地区	河下 猪目	2時間01分 500m	7分 300m	—	45分 500m
鵜鷺地区	鵜峠 鷺浦	2時間19分 500m	7分 300m	—	45分 500m
日御碕 地区	日御碕 宇龍	1時間58分 500m	7分 300m	22分 500m	39分 500m
大社地区	杵築北 杵築西	2時間06分 500m	15分 500m	25分 500m	51分 500m
荒木地区		2時間07分 500m	15分 500m	25分 500m	51分 500m
長浜地区	外園 西園	2時間46分 500m	17分 500m	25分 500m	51分 500m
湖陵地区	差海 板津 大池	2時間08分 500m	17分 500m	24分 500m	52分 500m

地区・大字名		第 1 波 到 達 時 間 と 避 難 可 能 距 離 (m)			
		佐渡島北方沖 (M8.01)	出雲市沖合 (断層北傾斜)	浜田市沖合	隠岐北西沖
多伎地区	久村 多岐 小田 口田儀	2時間08分 500m	18分 500m	21分 500m	49分 500m

※避難可能範囲の設定

津波到達予想時間と避難する際の歩行速度等に基づき、避難開始から津波到達予測時間までの間に避難が可能な範囲を設定する。

避難可能距離の設定にあたっては、徒歩による避難を原則とし、次の式より算出する。ただし、この計算結果が500mを超える場合は、500mとする。

避難可能距離	=	(歩行速度)	×	(津波到達予想時間-2~5分)
●●m	=	(1.0m/秒×60秒/分)	×	(●●分-2~5分)

歩行速度の1.0m/秒は、老人自由歩行速度、群衆歩行速度、地理不案内者歩行速度等を目安とする。

また、地震発生から2~5分後には避難を開始できるものと想定する。

(計算例)

条件：美保町・出雲市沖合断層北傾斜・第1波津波到達時間4分

$$(4分-2分) \times 60m/分 = 120m$$

3 避難路、避難経路の選定

安全を確保できる地点まで最も短時間で、かつ安全に到達できる避難路、避難経路を選定する。特に地震被災により避難路・避難経路が通行できない場合も考慮して選定する。

(1) 避難路

避難路は、安全性や機能が確保されている道路を選定する。

選定にあたっては、それぞれの地域特性を考慮する必要があるため、各地域において地域津波避難計画の策定に合わせて選定する。

選定にあたっては、次の点を考慮するものとする。

- ・山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少ないこと。
- ・避難者数などに応じた幅員を有すること。
- ・原則として、海岸・河川沿いの道路ではないこと。
- ・できれば近隣に迂回路を確保できること。

(2) 避難経路

避難経路は、安全性の高い道路を選定する。

選定にあたっては、それぞれの地域特性を考慮する必要があるため、各地域において市と連携して策定する地域津波避難計画に合わせてより現実的な経路を選定する。

選定にあたっては、次の点を考慮するものとする。

- ・短時間で避難路または避難経路に到達できること。
- ・複数の迂回路が確保されていること。
- ・原則として、海岸方向に向かう経路ではないこと。

4 避難方法

原則1. 【避難は徒歩】

避難にあたって自動車を使用することは、下記の理由により円滑な避難ができない恐れがあることから、避難の方法は【徒歩】による。

- ・家屋の倒壊、落下物等により走行できない。
- ・渋滞や交通事故の発生により走行できない。
- ・自動車が徒歩による避難者の避難を妨げる。

ただし、以下のやむを得ない事情がある場合においては、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策を予め検討することを条件に、自動車による避難を認める。

- ・高齢者等で、徒歩による避難が困難な場合。
- ・避難困難地域で、徒歩による避難では津波到達時間内に避難が間に合わない場合。
- ・自動車の使用によって渋滞や交通事故が発生する恐れが少ない場合。

原則2. 【揺れがおさまったら、すぐ避難】

震源の位置次第では、揺れてからわずか数分で津波が到達することがある。

揺れがおさまってからすぐに避難する。

(持ち出し品の準備などはやめる。)

原則3. 【できるだけ、高いところへ避難】

できるだけ高い場所へ避難する。

時間の余裕がない、避難路が浸水している等の場合には、屋内の2階以上（遠くより高い所へ）へ避難する。

原則4. 【第2波、第3波に注意】

津波は海岸や海底の地形によって複雑な動きをし、地形によっては第1波よりも第2波や第3波の方が高くなることもある。津波警報や津波注意報が解除されるまでは警戒し、安易に自分で判断しない。

原則5. 【小さな揺れにも注意】

揺れが小さくても、津波が小さいとは限らない。

揺れがあったら自ら進んで正確な情報を収集する。

5 津波避難所・避難場所

避難者一人ひとりが、津波避難を円滑に行うために、津波避難所・避難場所を予め選定しておく。

(1) 津波避難所・避難場所

津波避難所・避難場所は、津波の危険から避難するために定める場所であり、浸水想定区域の範囲を勘案し選定する。

津波避難所・避難場所の選定にあたっては、必要な安全性が確保されていることを基本とする。

避難対象地域、避難場所等は次のとおりとする。

※世帯数・人口は平成 24 年 10 月 31 日現在

地区名	避難対象 町名	避難困難 町内会	津波 避難所	津波 避難場所	備考
伊野地区 61 世帯 217 人	地 合 ・61 世帯 ・217 人	—	西地合公民館 東地合集会所		
佐香地区 551 世帯 1,623 人	坂 浦 ・156 世帯 ・459 人 小伊津 ・190 世帯 ・547 人 三 津 ・205 世帯 ・617 人	坂 浦 ・156 世帯 ・459 人 小伊津 ・190 世帯 ・547 人 三 津 ・205 世帯 ・617 人	三津自治会館 佐香コミセン 佐香小学校 庄部集会所		浸水深は津波ハザードマップを参照

<p>北浜地区 422世帯 1,270人</p>	<p>美保 ・35世帯 ・103人 塩津 ・66世帯 ・177人 小津 ・120世帯 ・396人 釜浦 ・34世帯 ・98人 十六島 ・167世帯 ・496人</p>	<p>美保 ・35世帯 ・103人 塩津 ・66世帯 ・177人 小津 ・120世帯 ・396人 釜浦 ・34世帯 ・98人 十六島 ・167世帯 ・496人</p>	<p>美保集会所 塩美集会所 (塩津診療所前) 塩津小学校 相代集会所 三宝寺集会所 ティールビ&センター みなとの丘 小津公会堂 佐藤区長宅</p>	<p>持田許豆神社 大宮許豆神社 森石グランド 若宮の高台 十六島緑地公園 大光寺 許豆神社境内 宝鏡寺 幸の神 海蔵寺 石上神社 釜浦ロッジ跡地 蓮行寺 金殿寺 元宮駐車場 広場 塩美集会所前広場</p>	<p>浸水深は津波ハザードマップを参照</p>
<p>西田地区 150世帯 530人</p>	<p>奥宇賀 ・150世帯 ・530人</p>	<p>奥宇賀 ・150世帯 ・530人</p>	<p>光中学校</p>		
<p>鰐淵地区 177世帯 535人</p>	<p>河下 ・141世帯 ・452人 猪目 ・36世帯 ・83人</p>	<p>河下 ・141世帯 ・452人 猪目 ・36世帯 ・83人</p>	<p>鰐淵コミセン わにぶち保育所 鰐淵小学校</p>	<p>わにぶち保育所 園庭 意保美神社 常光寺</p>	
<p>鵜鷺地区 128世帯 249人</p>	<p>鵜峠 ・39世帯 ・70人 鷺浦 ・89世帯 ・179人</p>	<p>鵜峠 ・39世帯 ・70人 鷺浦 ・89世帯 ・179人</p>		<p>文殊院 旧役場跡 夢の森うさぎ 仏照寺 薬師堂</p>	

日御碕地区 260世帯 763人	日御碕 ・135世帯 ・417人 宇龍 ・125世帯 ・346人	日御碕 ・135世帯 ・417人 宇龍 ・125世帯 ・346人	日御碕小学校 日御碕コミセン 中山総合会館	灯台駐車場 田儀屋駐車場 東上遊園地 海蔵寺 日御碕ドライブイン 駐車場 ゆうゆうライン入口 石田哲夫宅前 這田下車庫 銀海駐車場	浸水深は津波ハザードマップを参照
大社地区 1,101世帯 2,950人	杵築北 ・367世帯 ・1,018人 杵築西 ・734世帯 ・1,932人	—	大社小学校 大社中学校 大社幼稚園 たいしゃ保育園 大社コミセン 大社文化プレイス うらら館 県立古代出雲歴史博物館		
荒木地区 1,477世帯 4,626人	中荒木 ・596世帯 ・2,040人 北荒木 ・881世帯 ・2,586人	—	浜遊自然館 荒木小学校 荒木幼稚園 荒木コミセン	県立古代出雲歴史博物館 川方南北児童遊園地 旧大社駅前広場 藤増ストア駐車場	
長浜地区 778世帯 2,349人	外園 ・174世帯 ・521人 西園 ・604世帯 ・1,828人	—	外園保育園 交流館はまぼうふう 下長浜研修センター 荒茅保育園 長浜小学校 西部体育館 長浜コミセン 西園保育園 出雲養護学校 原西下集会所 引舟会館 神西小学校 神西コミセン 大島中央公会堂 児玉集会所	長浜神社	

第3章 初動体制

1 職員の連絡・参集体制

職員は、テレビ・ラジオや総合防災情報システムの電子メール等の様々な手段で地震情報を認知し、緊急事態の発生あるいはそのおそれがあると判断したときは、連絡の有無にかかわらず自主的に登庁するものとするが、必要に応じて電話等により個別に招集を行う。

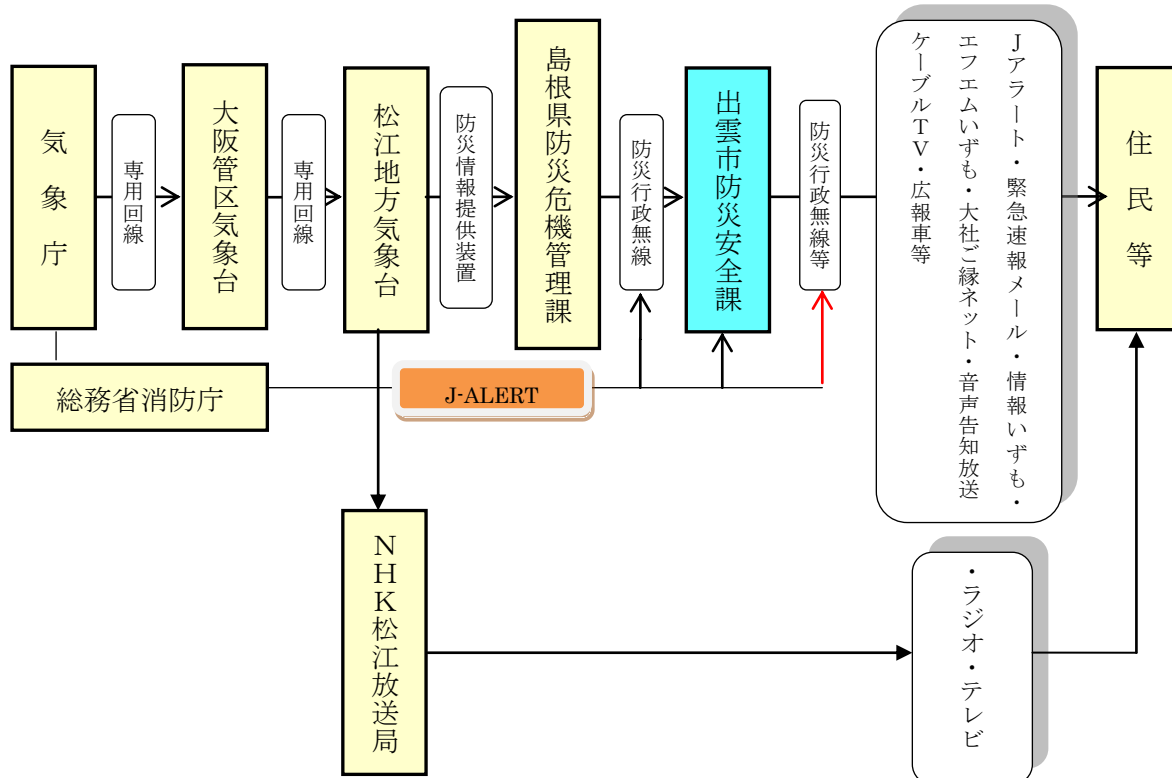
災害による交通のしや断等のため所属する課に登庁することが困難な場合には、参集可能な最寄りの支所又は地区災害対策本部（コミュニティセンター）のいずれかに登庁し、申告のうえ当該課等の長又は地区災害対策本部長の指揮下に入るものとする。

当該課等の長又は地区災害対策本部長は、所属、氏名、参集時間等を確認のうえ、災害対策に従事させるものとする。（消防本部を除く）

2 津波情報の収集・伝達（略図）

(1) 津波情報等の収集・伝達

津波予報、津波情報の伝達系統及び伝達方法は次のとおりとする。



(2) 海面監視等による情報収集

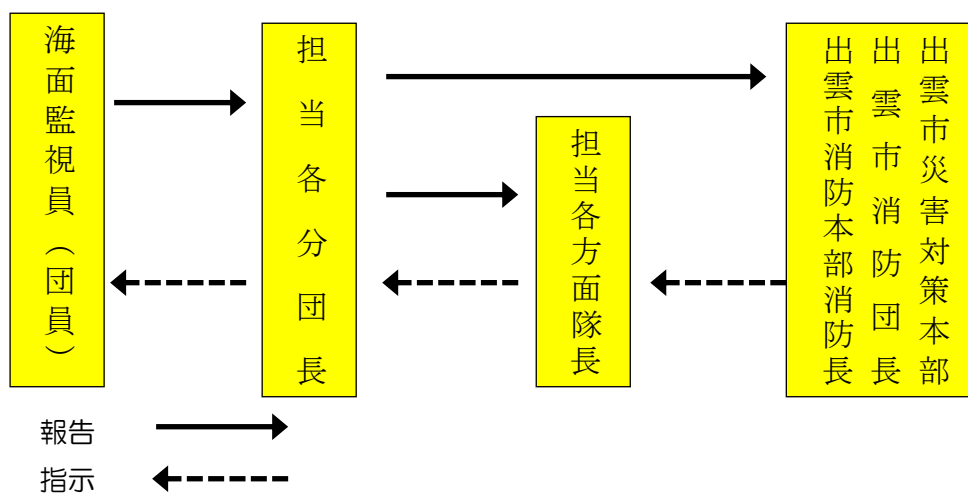
海面監視は、地震の規模・震源域・被災の状況等考慮した上で、予め定められた出雲市消防団各方面隊団員が高台等の安全を確実に確保できる場所から海面状態を監視し、異常が有る無しに関わらず、定期的に市災害対策本部へ情報を連絡する。

情報収集体制は次のとおりとする。

海面監視地点	監視場所	担当分団	連絡手段
地合漁港	西地合公民館	平田第4方面隊 伊野分団	一般加入電話等
坂浦漁港	佐香分団3部格納庫	平田第1方面隊 佐香分団	一般加入電話等
小伊津漁港	成徳寺	平田第1方面隊 佐香分団	一般加入電話等
三津漁港	三津町水産センター	平田第1方面隊 佐香分団	一般加入電話等
塩津漁港	蓮行寺	平田第3方面隊 北浜分団	一般加入電話等
釜浦漁港	石上神社	平田第3方面隊 北浜分団	一般加入電話等
十六島漁港	若宮神社	平田第3方面隊 北浜分団	一般加入電話等
河下港			
猪目漁港	猪目集会所	平田第3方面隊 鰐淵分団	一般加入電話等
鷺浦漁港	夢の森うさぎ	大社神海方面隊 鷺鷥分団	一般加入電話等
宇龍漁港	日御碕小学校	大社神海方面隊 日御碕分団	一般加入電話等
大社漁港	奉納山展望台	大社神海方面隊 杵築分団	一般加入電話等
きずき海浜公園			
くにびき海岸	湖陵体育センター	湖陵方面隊 湖陵西分団	一般加入電話等
久村海水浴場	道の駅	多伎方面隊 久村分団	一般加入電話等
キララビーチ			
田儀港	手引ヶ丘台場公園	多伎方面隊 田儀分団	一般加入電話等

※海面監視員は危険を感じたならば速やかに安全な場所へ避難すること。

○情報伝達体制



第4章 避難勧告・指示の発令

1 発令基準

避難勧告・避難指示の発令基準は次のとおりとする。

- ① 報道機関の放送等により津波注意報、津波警報の発表を認知した場合及び津波注意報、津波警報の通知を受けた場合。
- ② 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、または長時間のゆっくりとした揺れを感じて、かつ市長が避難の必要を認める場合。

2 発令時期及び発令手順

避難勧告・避難指示の発令は、市長が基準に該当する事態を認知したのち、直ちに行う。

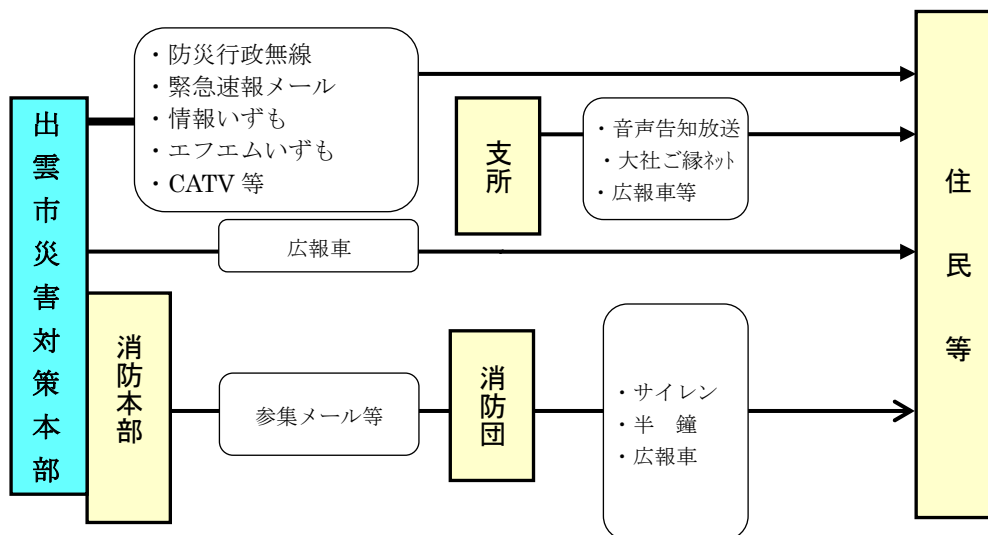
市長が不在あるいは市長に連絡がとれない場合は、副市長、防災安全管理監の順位でこれを代行する。

避難勧告または避難指示の解除の発令は、津波注意報等の解除が発表されるなど、津波による被害発生の恐れがないと判断された時点とする。

3 伝達方法（伝達系統）

避難勧告・避難指示の発令の住民等への伝達方法は、防災行政無線、緊急速報メール、サイレン、半鐘、広報車、CATV、I7Mいずも、情報いずも、平田音声告知放送等あらゆる手段を講ずる。

伝達系統は次のとおりとする。



避難勧告・避難指示の発令内容の伝達文は次のとおりとする。

＜避難勧告の伝達文（住民あて）の例＞

こちらは、出雲市 災害対策本部です。

これは訓練ではありません。これは訓練ではありません。

ただいま、〇〇地区に対して避難勧告を発令しました。

〇〇地区にいる方は、直ちに高台の津波避難所に避難してください。

また、車での避難は避けてください。

（※ 津波到達時刻が判明した場合）

予想される津波の到達時刻は、〇時〇分です。

＜避難指示の伝達文（住民あて）の例＞

こちらは、出雲市 災害対策本部です。

これは訓練ではありません。これは訓練ではありません。

ただいま、〇〇地区に対して避難指示を発令しました。

大変危険な状況です。

直ぐにできるだけ高い避難場所に避難を完了してください。

十分な時間が無いときは、近くの安全な建物や高台に避難してください。

第5章 災害時要援護者の避難対策

1 情報伝達・共有

避難対象地域内における災害時要援護者の現状把握に努めるものとする。

また、災害時要援護者の態様に応じ情報伝達方法に配慮するとともに、市及び地区災害対策本部は、登録支援者や近隣者等による支援体制を確立する。

2 避難行動の援助

津波発生の恐れにより、避難勧告・避難指示が発令されたときには、災害時要援護者の避難場所への介護及び搬送は、本人の親族、登録している支援者、近隣者、本人が属する地区消防団等が担当する。

第6章 津波防災啓発

津波防災啓発にあたっては、まず、住民等に対して「自らの命は自ら守る」という観点に立ち、「何よりも避難」という基本的な事項を周知徹底させ、実行させることが重要である。こうしたことに配慮して津波防災啓発は、各地域の実情に応じて、次の手段、内容、啓発の場等を組み合わせながら、市と市民が一体となって実施する。

①津波防災啓発の手段

市は、津波防災啓発の手段として、テレビ、ラジオ、新聞等のマスメディアやパンフレット、広報誌、映像資料、ホームページ等を活用する。

また、津波啓発看板や予想される津波の到達時間や高さ・津波浸水想定区域の表示の設置等に努める。

②津波防災啓発の内容

市は、文献や過去の地震による津波の課題も視野に入れ、住民等に対して次のような防災意識の啓発を図り、周知に努める。

- ・津波に対する心得
- ・津波に対する基礎知識
- ・津波浸水想定区域（ハザードマップ）の作成・配付
- ・地域津波避難計画の策定

③津波防災啓発の場

家庭、学校、地域社会、事業所等を活用する。

④自主防災組織（地区災害対策本部）の強化

自主防災組織（地区災害対策本部）は、市と連携して研修や学習会、訓練を通して組織の強化に努める。

⑤防災リーダーの育成

市及び自主防災組織（地区災害対策本部）は、津波避難も含む防災講習会等を実施するとともに、地域社会や事業所等において津波啓発の核となる人材を育成する。

第7章 避難訓練

円滑な避難に資するため、各町内会等において年2回以上、津波避難訓練を実施する。訓練実施にあたっては、避難完了目標時間を定めて行う等、明確な目標を定めて行う。実施後は、反省会等を開催し、問題点の検証を行い次の訓練の教訓とする。